

NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務
に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン

平成27年2月策定

平成28年5月改定

総務省

目次

1	本ガイドライン策定の背景	2
2	本ガイドラインの目的と位置付け	3
3	本ガイドラインの対象となる特定卸役務の範囲	4
4	特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律	4
	（1）卸提供事業者に適用される主な規律	4
	（2）卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者を除く。）に適用される主な規律	6
	（3）卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者に限る。）に適用される主な規律	7
	（4）卸先契約代理業者に適用される主な規律	7
5	電気通信事業法上問題となり得る行為	7
6	消費者保護の充実等の観点から望ましい行為	8
	（別表）電気通信事業法上問題となり得る行為	9
	（1）特定卸役務について卸提供事業者が行う行為	9
	（2）特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者を除く。）が行う行為	11
	（3）特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者に限る。）が行う行為	12
	（4）特定卸役務について卸先契約代理業者が行う行為	13

1 本ガイドライン策定の背景

平成 26 年 5 月、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）が平成 26 年度第 3 四半期以降に光アクセス回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）を提供すると発表した。

サービス卸は、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」（平成 26 年 12 月 18 日。以下「答申」という。）において、「世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。」とされている。

一方で、サービス卸は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 2 項に規定する第一種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務であること、また、その役務の提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されており、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響が大きいこと、さらに、一般の利用者に対する事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸に関する料金その他の提供条件が重要となることから、答申では、「その提供形態や提供内容によっては、自ら回線設備を設置する事業者による競争に与える影響を含め、様々な競争事業者との公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがある。」とされ、次のとおり、総務省における対応を求めている。

- ① 「サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。」
- ② 「サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。
 - ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。
 - ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な

組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。」

また、サービス卸に関しては、その卸電気通信役務の提供を受けた多数の電気通信事業者等によって活発な営業活動がなされ、特に役務の提供開始当初においては、電気通信役務の提供を受けて固定通信サービスに新たに参入する電気通信事業者による営業活動が集中し、不適切な営業活動に係る苦情・相談が増加するとの懸念が示されているところ、電気通信事業法における消費者保護ルールの見直し・充実について提言した「ICT サービス安心・安全研究会 報告書」（平成 26 年 12 月）において、電気通信市場に新たな電気通信事業者が参入した場合であっても、既存の他の電気通信事業者と同様に、消費者保護ルールの見直し・充実による新たな制度・規律を含め、電気通信事業法上の義務を遵守する必要があることに何ら変わりがないことに留意することが適当であるとされている。

さらに、上記答申等を踏まえ、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）により、第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する事後届出制及び総務大臣による整理・公表制度や、契約後の書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知の禁止・勧誘継続行為の禁止等の利用者保護規律（消費者保護に関連する規定）が整備されたところである。

今般、サービス卸に関して、上記答申の指摘、関連する法制度の整備等を踏まえ、NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務（以下「特定卸役務」という。）について、電気通信事業法の適用関係をガイドラインとして定め、公表することとしたものである。

2 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、特定卸役務を提供する電気通信事業者（以下「卸提供事業者」という。）¹、卸提供事業者から特定卸役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）²及び卸先事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「卸先契約代理業者」という。）³の行う行為について、電気通信事業法の適用関係を明確化することを目的とし、具体的には、同法第 29 条の業務改善命令や同法第 30 条及び第 31 条の禁止行為違反に対する停止・変更命令等の対象となり得る行為等を整理・類型化して例示すること等により、特定卸役務に関する料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保や、利用者利益の保護、同法の運用の

¹ 平成 28 年 5 月現在では、NTT 東西がこれに該当する。

² 平成 28 年 5 月現在では、NTT 東西から特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する携帯電話事業者、ISP、MVNO 等の電気通信事業者がこれに該当する。また、NTT 東西から特定卸役務の提供を受けた卸先事業者から当該役務の提供（いわゆる再卸）を受ける電気通信事業者も含む。

³ いわゆる販売代理店等がこれに該当する。

一層の透明化を図り、もって、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するために定め、公表するものである。

また、本ガイドラインは、特定卸役務が一般の卸電気通信役務とは異なる特徴を持つことを踏まえ、特定卸役務に関して現時点で特に電気通信事業法上問題となることが想定される行為を整理・類型化して例示するものであり、本ガイドラインと同様に電気通信事業法上問題となり得る行為を電気通信事業一般について例示している「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成 28 年 5 月 20 日改定。以下「共同ガイドライン」という。）や、平成 28 年 3 月に全面改定され同法における消費者保護関連規定の内容を解説するとともに当該規定に関連して電気通信事業者等が自主的にとることが望ましいと考えられる対応について示した「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（以下「消費者保護ガイドライン」という。）も、特定卸役務について当然に適用されることに留意が必要である。

なお、本ガイドラインで列挙される「電気通信事業法上問題となり得る行為」は、あくまでも例示であり、電気通信事業者及び卸先契約代理業者の個別具体的な行為が電気通信事業法の関係規定に抵触することとなるか否かについては、同法の規定に照らし個別の事案ごとに判断されるほか、本ガイドラインに列挙されていない行為であっても、業務改善命令等の対象となる場合もあることにも留意が必要である。

今後、総務省においては、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、特定卸役務に関する新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本ガイドラインを適宜機動的に見直すこととする。

3 本ガイドラインの対象となる特定卸役務の範囲

本ガイドラインの対象となる特定卸役務は、次のとおりとする。

- ・ 多数の一般の利用者に FTTH アクセスサービス等を提供する電気通信事業者に対して NTT 東西が提供する卸電気通信役務

4 特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律

(1) 卸提供事業者にも適用される主な規律

特定卸役務について、卸提供事業者にも適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 指定電気通信役務に関する規律(電気通信事業法第 20 条等)

特定卸役務は、第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であること

から、「指定電気通信役務」に該当するものである⁴。

指定電気通信役務については、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないものであることから、卸提供事業者による不当な提供条件の設定を防止し、料金その他の提供条件の適正性や透明性を確保するため、契約の相手方との合意がない場合に適用される「保障契約約款」の事前届出義務（電気通信事業法第 20 条第 1 項）や公表義務（同法第 23 条第 1 項）等が課されている。

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。

この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、卸提供事業者が適正なコストを著しく下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して電気通信事業を営む他の電気通信事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており（電気通信事業法第 29 条第 1 項）、これらは、特定卸役務の相対契約の料金その他の提供条件についても適用される。

③ 禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条、第 31 条)

特定卸役務の提供に当たって用いられる設備は第一種指定電気通信設備であり、当該設備の設置者たる卸提供事業者は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 4 項、第 31 条第 2 項）の適用対象とされており、特定卸役務の提供の業務についても、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止される⁵。

④ 第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する制度(電気通信事業法第 38 条の 2 及び第 39 条の 2)

特定卸役務の提供に当たって用いられる設備は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備であることから、当該設備を用いる卸電気通信役務である特定卸役務に関する料金その他の提供条件等の適正性、公平性を確保するため、当該設備の設置者たる卸提供事業者は、特定卸役務の提供の業務を開始・変更・廃止したときは、その旨、卸電気通信役務の種類、一定の要件を満たす卸先事業者⁶ に対

⁴ 指定電気通信役務に該当しないサービスも一部存在する。

⁵ 禁止行為規制適用事業者が禁止行為を行った場合、総務大臣が当該行為の停止又は変更を命令することが可能とされている（電気通信事業法第 30 条第 5 項、第 31 条第 4 項）。

⁶ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信事業法施行規則第 25 条の 7 第 4 号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者のうち、同表

する料金その他の提供条件等⁷の届出義務（電気通信事業法第38条の2）が課されている。また、当該届出に関して総務大臣が作成し、又は取得した情報については、特定卸役務に関する一定の透明性を確保するため、総務大臣が整理・公表するものとされている（同法第39条の2）。

(2)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)に適用される主な規律

特定卸役務について、市場支配的な電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者又は電気通信事業法第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者をいう。以下同じ。）以外の卸先事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 消費者保護規律(電気通信事業法第18条第3項、第26条等)⁸

ここでは概要のみを掲載する。各規律の具体的内容については、消費者保護ガイドラインを参照する必要がある。

- ・ 事業の休廃止に係る周知義務(電気通信事業法第18条第3項)
- ・ 契約前の説明義務(電気通信事業法第26条)
- ・ 書面交付義務(電気通信事業法第26条の2)
- ・ 初期契約解除制度(電気通信事業法第26条の3)
※特定卸役務を利用して提供される電気通信役務は、本制度の対象となるものとして指定されている。
- ・ 苦情等処理義務(電気通信事業法第27条)
- ・ 不実告知等の禁止(電気通信事業法第27条の2第1号)
- ・ 勧誘継続行為の禁止(電気通信事業法第27条の2第2号)
- ・ 卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務(電気通信事業法第27条の3)

② 業務改善命令(電気通信事業法第29条)

電気通信役務の料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、卸先事業者が適正なコストを下回る料金を設定することにより、競争事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており（電気通信事業法第29条第1項）、これらは、特定卸役務を利用して提供される電気

の下欄に掲げる電気通信事業者である卸先事業者。

⁷ 電気通信事業法施行規則第25条の7第4号に掲げる事項。

⁸ 卸先事業者が電気通信事業法第26条、第26条の2、第27条、第27条の2及び第27条の3の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている(同法第29条第2項)。また、同法第18条第3項に違反した場合、これにより利用者の利益を阻害しているときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能である(同法第29条第1項第12号)。

通信役務に関する料金その他の提供条件についても適用される。

(3)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)に適用される主な規律

特定卸役務について、市場支配的な電気通信事業者たる卸先事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 消費者保護関連規定(電気通信事業法第 18 条第3項、第 26 条等)

上記(2)①のとおり。

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

上記(2)②のとおり。

③ 禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条)

卸先事業者が市場支配的な電気通信事業者である場合⁹、当該事業者は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条第3項)の適用対象とされており、特定卸役務の提供を受けて行う業務についても、当該電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対する不当な優先的取扱い等が禁止される。

(4)卸先契約代理業者に適用される主な規律

特定卸役務について、卸先契約代理業者に適用される電気通信事業法の主な規律は、上記(2)①の消費者保護関連規定のうち、契約前の説明義務、不実告知等の禁止及び勧誘継続行為の禁止であり、卸先契約代理業者はそれらの規律を遵守する必要がある¹⁰。また、卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務は、電気通信事業者に課されるものであるが、卸先契約代理業者においては、当該措置に基づき業務を実施しなければならないという意味で、間接的に適用される。

5 電気通信事業法上問題となり得る行為

卸提供事業者、卸先事業者又は卸先契約代理業者が特定卸役務に関して行う行為について、別表の左欄に掲げる行為は、同表の右欄に掲げる電気通信事業法の規定(上記3に記述した特定卸役務に関して適用される同法の主な規律)との関係で同法上問題となり得るものである。

⁹ 電気通信事業法第 30 条第 1 項の規定により指定される電気通信事業者をいう。

¹⁰ 卸先契約代理業者が第 26 条及び第 27 条の2の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている(電気通信事業法第 29 条第2項)。

6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

特定卸役務は卸先事業者を通じて多数の一般の利用者へのサービスの提供が想定されるものであり、また、従来電気通信事業法の適用を受けてこなかった新規の卸先事業者や卸先契約代理業者の参入が想定される場所、消費者保護の充実を図る観点から、卸提供事業者、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、本ガイドラインの遵守に加えて、次の措置を講ずることが適当である。

- ・ 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。
- ・ 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。

電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 特定卸役務について卸提供事業者¹¹が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹²	該当条項
<p>①競争阻害的な料金の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について自己の関係事業者¹³のみを対象とした割引料金を設定することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。 ※ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、料金等の水準が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられるため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になる際、移動通信事業者に対する料金等が同一でない場合は不当な優先的取扱い等に該当するおそれが大きく、料金等が同一でない根拠について特に明確かつ合理的な説明が求められる。 ・特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引¹⁴を行うこと。 ・特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。 ・特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト¹⁵を下回る料金¹⁶を設定すること。 ・特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、利用者に対する料金よりも高い料金¹⁷を設定すること。 	<p>第 29 条第1項第2号 第 29 条第1項第 10 号 第 30 条第4項第2号</p>

¹¹ 平成 28 年 5 月現在では、NTT 東西がこれに該当する。

¹² 特定卸役務に対しては、表中に記載されている行為の例示のみならず共同ガイドラインに記載されている例示も適用されることに留意が必要である。

¹³ 自己の関係事業者とは、電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する特定関係法人をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。なお、この定義は共同ガイドラインと同じものとなっている。

¹⁴ 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。

¹⁵ 特定卸役務の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。

¹⁶ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

¹⁷ 脚注 16 に同じ。

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹²	該当条項
②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ・特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	同上
③技術的条件に係る不当な差別的取扱い ・特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等)について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	同上
④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ・特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	同上
⑤競争阻害的な情報収集 ・特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。	第29条第1項第10号
⑥情報の目的外利用 ・特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。	第29条第1項第2号 第29条第1項第10号 第30条第4項第2号
⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い ・自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	同上
⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ・特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。	第29条第1項第5号 第29条第1項第10号 第30条第4項第3号
⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い ・特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。	第29条第1項第2号 第29条第1項第12号 第31条第2項第2号

(2) 特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者を除く。）¹⁸が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
<p>①競争阻害的な料金の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金¹⁹を設定すること。 ※ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられる。このため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になり、特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせる料金設定を行って提供する場合(いわゆるセット割引)において、料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。 ・特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に(特定卸役務の提供を受けて提供するサービスとセットで移動通信サービス等を提供する場合を含む。)、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。 	<p>第 29 条第1項第5号 第 29 条第1項第 11 号</p>
<p>②契約前の説明義務の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護ガイドライン第 2 章の解説を参照。 	<p>第 26 条</p>
<p>③書面交付義務の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護ガイドライン第 3 章の解説を参照。 	<p>第 26 条の 2</p>
<p>④苦情等の処理の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護ガイドライン第 5 章の解説を参照。 	<p>第 27 条</p>
<p>⑤不実告知、事実不告知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護ガイドライン第 6 章第 1 節の解説を参照。 	<p>第 27 条の 2 第 1 号</p>
<p>⑥勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護ガイドライン第 6 章第 2 節の解説を参照。 	<p>第 27 条の 2 第 2 号</p>
<p>⑦卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護ガイドライン第 7 章の解説を参照。 	<p>第 27 条の 3</p>

¹⁸ 平成 28 年 5 月現在では、NTT 東西から特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する携帯電話事業者(株式会社NTT ドコモを除く。)、ISP、MVNO 等の電気通信事業者がこれに該当する。また、NTT 東西から特定卸役務の提供を受けた卸先事業者から当該役務の提供(いわゆる再卸)を受ける電気通信事業者も含む。

¹⁹ 脚注 16 に同じ。

(3) 特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者に限る。）²⁰が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
<p>①競争阻害的な料金の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の提供を受けて、自己のサービスを提供する際(卸先契約代理業者等への委託等による場合も含む。)に、自己の関係事業者(当該市場支配的な電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定したものに限る。以下(3)において同じ。)のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。 ・(2)に同じ。 	<p>第 29 条第1項第5号 第 29 条第1項第 11 号 第 30 条第3項第2号</p>
<p>②排他的な割引サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己が提供する他のサービスと組み合わせて、割引サービスを提供すること。 ・特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己のサービスと自己の関係事業者のサービスを組み合わせて、割引サービスを提供すること。 	<p>第 30 条第3項第2号</p>
<p>③関係事業者と一体となって行う排他的な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、自己の関係事業者と一体となって排他的な業務を行うこと(電気通信役務の提供以外の業務(例:料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営)については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る)。 	<p>同上</p>
<p>④契約前の説明義務の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)に同じ。 	<p>第 26 条</p>
<p>⑤書面交付義務の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)に同じ。 	<p>第 26 条の2</p>
<p>⑥苦情等の処理の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)に同じ。 	<p>第 27 条</p>
<p>⑦不実告知、事実不告知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)に同じ。 	<p>第 27 条の2第1号</p>
<p>⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)に同じ。 	<p>第 27 条の2第2号</p>
<p>⑨卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)に同じ。 	<p>第 27 条の3</p>

²⁰ 平成 28 年 5 月現在では、NTT 東西から特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する株式会社 NTT ドコモがこれに該当する。また、株式会社 NTT ドコモが、NTT 東西から特定卸役務の提供をうけた卸先事業者から当該役務の提供（いわゆる再卸）を受けて行う行為も含む。

(4) 特定卸役務について卸先契約代理業者²¹が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第26条
②不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	第27条の2第1号
③勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	第27条の2第2号

²¹ いわゆる販売代理店等がこれに該当する。